

船越生涯学習交流館の施設及び設備の維持管理業務等仕様書

目次

(1)	特殊建築物等定期点検業務仕様書	1
(2)	特殊建築物等（建築設備）定期点検業務仕様書	3
(3)	自動ドア保守点検業務仕様書	30
(4)	昇降機保守点検業務仕様書	31
(5)	消防設備保守点検業務仕様書	32
(6)	防火対象物点検業務仕様書	34
(7)	電動シャッター保守点検業務仕様書	35
(8)	定期清掃業務仕様書	36
(9)	便所清掃業務仕様書	38
(10)	樹木等管理業務仕様書	40
(11)	警備業務仕様書	42
(12)	廃棄物収集運搬及び処分業務仕様書	43
(13)	ピアノ調律仕様書	44
(14)	複写機賃借業務仕様書	45
(15)	清掃用具賃借業務仕様書	47

(1) 特殊建築物等定期点検業務仕様書

1 業務場所 静岡市清水区船越三丁目 12 番 74 号 静岡市船越生涯学習交流館

2 対象施設の概要

施設名	用途	構造・規模	延床面積 (㎡)	備考
静岡市船越生涯学習交流館	生涯学習施設	鉄筋コンクリート造 2階建	843.54	

3 点検時期

令和 11 年度に 1 回実施し、以後、3 年に 1 回実施する。

4 業務内容

建築基準法第 12 条第 2 項の規定に基づき、点検対象建築物の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検(以下「定期点検」という。)する。

定期点検の内容は、国土交通省告示第 282 号 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(以下「国土交通省告示第 282 号」という。)(最終改正令和 2 年 4 月 1 日国土交通省告示第 508 号)に定めるものとし、特殊建築物等定期点検業務基準 2008 年改定版(財団法人日本建築防災協会発行、国土交通省住宅局建築指導課監修)を参考に点検を行うものとする。

ただし、告示第 282 号の調査項目の内、2 建築物の外部(11)外装仕上げ材、タイル、石貼り等、モルタル等の劣化及び損傷の状態についての点検については、本業務において、外壁の全面打診調査は行わない。また、告示第 282 号の調査項目の内、4 建築物の内部、防火設備(28)昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 号口に規定する基準についての点検は、本業務に含めない。

5 疑義

本業務の契約書及び本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については甲乙双方が協議して決定し、甲の承認を受け、業務を遂行するものとする。

6 提出書類

乙は、業務の実施に当たり業務着手届、工程表、担当技術者届、業務計画書等を提出し、甲の承認を受けるものとする。

7 関係法令の遵守

乙は、業務の施行に当たっては、関連する法令を遵守しなければならない。

8 点検資格

定期点検業務の点検作業は、次のいずれかの資格を有する者が実施すること。ただし、単純な入力や情報整理作業については、この限りでない。

- (1) 一級若しくは二級建築士
- (2) 特殊建築物等調査資格者

9 定期点検結果報告書の提出

乙は、点検作業を完了したときは、定期点検報告書(様式建-1)に下記の資料を添付し、速やかに甲に納入するものとする。

- ・点検結果表(様式建-2)
- ・点検記録表(様式建-3)
- ・関係写真(様式建-4)〈点検判定用の写真を添付〉
- ・調査結果図(様式建-5)
- ・その他調査時に使用した資料(例:外装仕上げ調査時の調査表、防火戸の閉鎖時間の記録等)

10 報告及び助言

乙は、上記の定期点検報告書に基づき、甲に報告し、改善方策等の助言をおこなわなければならない。

(2) 特殊建築物等（建築設備）定期点検業務仕様書

1 業務場所 静岡市清水区船越三丁目 12 番 74 号 静岡市船越生涯学習交流館

2 対象施設の概要

施設名	構造・規模	延べ床面積(m ²)	換気設備点検対象箇所	非常照明点検対象箇所
静岡市船越生涯学習交流館	鉄骨造 2 階建	843.54	24 ヶ所	19 ヶ所

※点検箇所数は参考です。現状による調査をお願いします。

3 業務内容

建築基準法第 12 条第 4 項に基づき、点検対象建築物の建築設備について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検する。

点検すべき事項及び内容は「国土交通省住宅局建築指導課 監修」の平成 20 年度版 建築設備定期点検業務基準書「財団法人 日本建築設備・昇降機センター 発行」を参考とし、別紙に示すところによる。なお、点検結果の報告に当たっては、要是正及び判定についても十分に説明を行うこと。

令和 7 年度から毎年実施する。

4 疑義

本業務の契約書及び本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙双方が協議して決定し、甲の承認を受け、業務を遂行するものとする。

5 提出書類

乙は、業務の実施に当たり業務着手届、工程表、担当技術者届、業務計画書等を提出し、甲の承認を受けるものとする。

6 関係法令の遵守

乙は、業務の施行に当たっては、関連する法令を遵守しなければならない。

7 点検資格

定期点検業務の点検作業は、定期点検業務の点検作業は、次のいずれかの資格を有する者が実施すること。ただし、単純な入力や情報整理作業については、この限りでない。

- (1) 一級若しくは二級建築士
- (2) 建築設備検査資格者

8 定期点検結果報告書の提出

乙は、点検作業を完了したときは、速やかに甲に下記の報告書を納入するものとする。
(建築設備)

- ・定期点検報告書（様式設-1）（様式 1-1、様式 1-2-1、様式 1-2-2、様式 1-2-3、様式 1-3）
- ・点検結果表（様式設-3）（換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・給排水設備及び排水設備）
- ・別添様式 関係写真（様式 設-4）
- ・別表2（様式 設-6）
- ・なお、施設により該当しない点検項目がある場合は、その点検結果表の添付は割愛する。

9 報告及び助言

乙は、上記の報告書等に基づき、甲に定期点検の報告を行うものとする。この場合において、特に不具合等の状況を発見したときは、乙は、甲に改善方策等の助言を行い、様式 設-1（第三面）により報告を行わなければならない。

業 務 工 程 表

1 委託業務の名称

2 施 行 箇 所

3 履 行 期 間 着手 年 月 日
年 月 日

4 工 程 表

	令和 年								
	〇月			〇月			〇月		
事 前 調 査									
施設情報収集及び作図									
建築設備点検									
机上及び書類作成									

上記のとおり施行したいので、工程表を提出します。

年 月 日

(宛先) 発注者

住 所
受注者 名 称
氏 名

Ⓜ

定期点検報告書
建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）

（第一面）

建築基準法第12条第4項の規定により、定期点検の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実に相違ありません。

静岡市長 宛て

	年	月	日	
受注者	住所			
	名称			
	氏名			印

【1. 所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 住所】
 - 【ホ. 電話番号】
-

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 住所】
 - 【ホ. 電話番号】
-

【3. 点検対象建築物】

- 【イ. 所在地】
 - 【ロ. 名称のフリガナ】
 - 【ハ. 名称】
 - 【ニ. 用途】
-

【4. 点検による指摘の概要】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり（既存不適格） 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有（ 年 月に改善予定） 無
- 【ニ. その他特記事項】

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】

- 【イ. 階数】 地上 階 地下 階
 【ロ. 建築面積】 m²
 【ハ. 延べ面積】 m²
 【ニ. 点検対象建築設備】 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置
給水設備及び排水設備

【2. 確認済証交付年月日等】

- 【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号
 【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()
 【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号
 【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 点検日等】

- 【イ. 今回の点検】 年 月 日実施
 【ロ. 前回の点検】 実施 (年 月 日報告) 未実施
 【ハ. 前回の点検に関する書類の写し】 有 無

【4. 換気設備の点検者】

(代表となる点検者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

- 【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

- 【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

- 【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

- 【イ. 無窓居室】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (系統 室)
中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無
 【ロ. 火気使用室】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無
 【ハ. 居室等】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (系統 室)
中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無
 【ニ. 防火ダンパーの有無】 有 無

【6. 換気設備の点検の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【7. 換気設備の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
 【ロ. 不具合記録】 有 無
 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【8. 排煙設備の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【9. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

区画避難安全検証法 (階) 階避難安全検証法 (階)
 全館避難安全検証法 その他 ()

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】

吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に付する付室】

吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【ホ. 居室等】 吸引式 (区画) 給気式 (区画) 無

【ヘ. 予備電源】 蓄電池 自家用発電装置 直結エンジン 無

【10. 排煙設備の点検の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【11. 排煙設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【12. 非常用の照明装置の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【13. 非常用の照明装置の概要】

- 【イ. 照明器具】 白熱灯 () 灯) 蛍光灯 () 灯)
LEDランプ () 灯) その他 () 灯)
 【ロ. 予備電源】 蓄電池 (内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
蓄電池 (別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
自家用発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
蓄電池 (別置形)・自家発電装置併用
 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯) その他 ()

【14. 非常用の照明装置の点検の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 有 () 年) 月に改善予定) 無

【15. 非常用の照明装置の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
 【ロ. 不具合記録】 有 無
 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 () 年) 月に改善予定) 予定なし

【16. 給水設備及び排水設備の点検者】

(代表となる点検者)

- 【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

- 【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

- 【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

- 【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【17. 給水設備及び排水設備の概要】

- 【イ. 飲料水の配管設備】 給水タンク () 基 m²) 貯水タンク () 基 m²)
その他 ()
 【ロ. 排水設備】 排水槽 (汚水槽 雑排水槽 合併槽 雨水槽・湧水槽)
排水再利用配管設備 その他 ()
 【ハ. 圧力タンクの有無】 有 無
 【ニ. 給湯方式】 局所式 中央式
 【ホ. 湯沸器】 開放式燃焼器 半密閉式燃焼器 密閉式燃焼器
その他 ()

【18. 給水設備及び排水設備の点検の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 有 () 年) 月に改善予定) 無

【19. 給水設備及び排水設備の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
 【ロ. 不具合記録】 有 無
 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 () 年) 月に改善予定) 予定なし

【20. 備考】

建築設備に係る不具合の状況

【1. 換気設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【2. 排煙設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【3. 非常用の照明装置】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【4. 給水設備及び排水設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

様式 設-2

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 受注者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 4欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑤ 4欄の「ハ」は、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄の「ハ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑥ 4欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 1欄の「ニ」は、点検対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 2欄の「イ」及び「ロ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の確認（建築基準法第87条の4及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認を含む。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ④ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入し、「ロ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 3欄の「ハ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑧ 4欄から19欄までは、点検の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。
- ⑨ 4欄、8欄、12欄及び16欄は、代表となる点検者並びに点検に係る建築設備に係るすべての点検について記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ⑩ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が建築設備検査員である場合は、建築設備検査員資格者証の交付番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑪ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ニ」は、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑫ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ホ」から「ト」までは点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は点検者の住所について記入してください。
- ⑬ 5欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室（建築基準法第28条第3項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について、「ロ」は、同項に規定する室（同項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は同項に規定する特殊建築物の居室について記入してください。
- ⑭ 17欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。

様式 設-2

- ⑮ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。
- ⑰ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑱ 前回点検時以降に把握した火災時の排煙設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄、11欄、15欄又は19欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑲ 9欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑳ 9欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ホ」は、「ロ」、「ハ」及び「ニ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。
- ㉑ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、20欄又は別紙に記載して添えてください。
- ### 4. 第三面関係
- ① 第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄は、前回点検時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「-」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検結果表
(換気設備)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		

番号	点検項目等		点検結果		担当点検者番号	
			指摘なし	要是正 既存 不適格		
1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）						
(1)	機械換気設備 （中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況				
(2)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況				
(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置				
(4)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況				
(5)		風道の取付けの状況				
(6)		風道の材質				
(7)		給気機又は排気機の設置の状況				
(8)		換気扇による換気の状況				
(9)		機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各居室の換気量			
(10)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			
(11)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の設置の状況				
(12)		空気調和設備及び配管の外観	空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況			
(13)		空気調和設備の運転の状況				
(14)		空気ろ過器の点検口				
(15)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離				
(16)		空気調和設備の性能	各居室の温度			
(17)			各居室の相対湿度			
(18)			各居室の浮遊粉じん量			
(19)			各居室の一酸化炭素含有率			
(20)			各居室の二酸化炭素含有率			
(21)			各居室の気流			
2 換気設備を設けるべき調理室等						
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質				
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況				
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ				
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置				
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況				
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況				
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離				
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況				
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）				
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況				
(11)		換気扇による換気の状況				
(12)		給気機又は排気機の設置の状況				
(13)		機械換気設備の換気量				
3 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室						
(1)	防火ダンパー等(外壁開口部で延焼の恐れのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの設置の状況				
(2)		防火ダンパーの取付けの状況				
(3)		防火ダンパーの作動の状況				
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無				
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ				
(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況				
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置				
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況				
4 上記以外の点検項目等						
特記事項						
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月		

：3年以内ごとに行う項目

(注意)


- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、「様式設一2」定期点検報告書（建築設備（昇降機及び遊戯施設を除く。））第二面4欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「点検結果」欄は、別表第1（ろ）欄に掲げる各事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第1（ろ）欄に掲げる事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「当該点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(9)「各居室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（様式 設一6）を添付してください。
- ⑫ 2(13)「機械換気設備の換気量」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（様式 設一7）を添付してください。
- ⑬ 4「上記以外の点検項目等」は、国土交通省告示第285号第2ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑭ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑮ 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式 設一5に従い添付してください。

* 別表第1とは、平成20年3月10日国土交通省告示第285号(最終改正 平成30年10月29日国土交通省告示第1214号)の別表第1をいう。

点検結果表
(排煙設備)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		

番号	点検項目等	点検結果		担当点検者番号
		指摘なし	要是正 既 存 不適格	
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等			
(1)	排煙機	排煙機の設置の状況		
(2)		排煙風道との接続の状況		
(3)		煙排出口の設置の状況		
(4)		煙排出口の周囲の状況		
(5)		屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況		
(6)	排煙機の性能	排煙機の開放と連動起動の状況		
(7)		作動の状況		
(8)		電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況		
(9)		排煙機の排煙風量		
(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況		
(11)	排煙口	排煙口の位置		
(12)	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の周囲の状況		
(13)		排煙口の取付けの状況		
(14)		手動開放装置の周囲の状況		
(15)		手動開放装置の操作方法の表示の状況		
(16)	機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況		
(17)		排煙口の開放の状況		
(18)		排煙口の排煙風量		
(19)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況		
(20)		煙感知器による作動の状況		
(21)	排煙風道	排煙風道の劣化及び損傷の状況		
(22)	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の取付けの状況		
(23)		排煙風道の材質		
(24)		防煙壁の貫通措置の状況		
(25)		排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況		
(26)	防火ダンパー（外壁開口部で延焼の恐れのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの取付けの状況		
(27)		防火ダンパーの作動の状況		
(28)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況		
(29)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無		
(30)		防火ダンパーの温度ヒューズ		
(31)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況		
(32)	特殊な構造の排煙設備	排煙口及び給気口の大きさ及び位置		
(33)		排煙口及び給気口の周囲の状況		
(34)		排煙口及び給気口の取付けの状況		
(35)		手動開放装置の周囲の状況		
(36)		手動開放装置操作方法の表示の状況		
(37)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量		
(38)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況		
(39)		煙感知器による作動の状況		
(40)	特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況		
(41)		給気風道の材質		
(42)		給気風道の取付けの状況		
(43)		防煙壁の貫通措置の状況		
(44)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の設置の外観	給気送風機の設置の状況		
(45)		給気風道との接続の状況		
(46)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況		
(47)		作動の状況		
(48)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況		
(49)		給気送風機の給気風量		
(50)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況		
(51)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置		
(52)		吸込口の周囲の状況		
(53)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況		

 : 3年以内ごとに行う項目

2 令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー				
(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況		
(2)	給気口	給気口の周囲の状況		
(3)	加圧防排煙設備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況	
(4)		排煙風道の取付けの状況		
(5)		排煙風道の材質		
(6)		給気口の外観	給気口の周囲の状況	
(7)			給気口の取付けの状況	
(8)			給気口の手動開放装置の周囲の状況	
(9)			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況	
(10)		給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況	
(11)			給気口の開放の状況	
(12)		給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	
(13)			給気風道の取付けの状況	
(14)			給気風道の材質	
(15)		給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	
(16)			給気風道との接続の状況	
(17)		給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況	
(18)			給気送風機の作動の状況	
(19)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	
(20)			中央管理室における制御及び状態の監視の状況	
(21)		給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	
(22)			吸込口の周囲の状況	
(23)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	
(24)		遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速	
(25)		空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置	
(26)			空気逃し口の周囲の状況	
(27)		空気逃し口の性能	空気逃し口の取付けの状況	
(28)			空気逃し口の作動の状況	
(29)		圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置	
(30)			圧力調整装置の周囲の状況	
(31)			圧力調整装置の取付けの状況	
(32)		圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況	
3 令第126条の2第1項に規定する居室等				
(1)		可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況	
(2)		手動降下装置による連動の状況		
(3)		煙感知器による連動の状況		
(4)		可動防煙壁の材質		
(5)		可動防煙壁の防煙区画		
(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況		
4 予備電源				
(1)	自家用発電装置	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況		
(2)		自家用発電装置等の状況	発電機の発電容量	
(3)			発電機及び原動機の状況	
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	
(5)			始動用の空気槽の圧力	
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況	
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	
(9)			自家用発電装置の取付けの状況	
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）	
(11)			接地線の接続の状況	
(12)			絶縁抵抗	
(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	
(14)			始動の状況	
(15)			運転の状況	
(16)			排気の状況	
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	
(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	
(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	
(20)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	
(21)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	
(22)			給気部及び排気管の取付けの状況	
(23)			Vベルト	
(24)			接地線の接続の状況	
(25)			絶縁抵抗	
(26)		直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況	

5	上記以外の点検項目等			
特記事項				
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、「様式設-2」定期点検報告書（建築設備（昇降機及び遊戯施設を除く。））第二面4欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
 - ④ 点検対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
 - ⑤ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
 - ⑥ 「点検結果」欄は、別表第2（ろ）欄に掲げる各事項ごとに記入してください。
 - ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第2（ろ）欄に掲げる事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
 - ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「当該点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
 - ⑪ 1(9)「排煙機の排煙風量」及び1(18)「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表（様式 設-8-1）を添付してください。
 - ⑫ 1(37)「排煙口の排煙風量」及び1(49)「給気送風機の給気風量」については、排煙風量測定記録表（様式 設-8-2）を添付してください。
 - ⑬ 2(24)「遮煙開口部の排出風速」については、排煙風量測定記録表（様式 設-8-3）を添付してください。
 - ⑭ 5「上記以外の点検項目等」は、国土交通省告示第285号第2ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、5は削除して構いません。
 - ⑮ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっては特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
 - ⑯ 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式 設-5に従って添付してください。
- * 別表第2とは、平成20年3月10日国土交通省告示第285号(最終改正 平成30年10月29日国土交通省告示第1214号)の別表第2をいう。

点検結果表
(非常用の照明装置)

当該点検に関与した点検者		氏名	点検者番号
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

番号	点検項目等		点検結果			担当点検者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
1 照明器具						
(1)	非常用の照	使用電球、ランプ等				
(2)	明器具	照明器具の取付けの状況				
2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置						
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能				
(2)	照度	照度の状況				
(3)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況				
(4)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
3 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置						
(1)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(2)		電気回路の接続の状況				
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況				
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況				
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況				
4 電池内蔵形の蓄電池						
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況				
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況				
5 電源別置形の蓄電池						
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			蓄電池室の換気の状況			
(3)			蓄電池の設置の状況			
(4)		蓄電池の性能	電圧			
(5)			電解液比重			
(6)			電解液の温度			
(7)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況			
(8)			キュービクルの取付けの状況			
6 自家用発電装置						
(1)	自家用発電装置の性能	自家用発電装置の外観	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			発電機の発電容量			
(3)			発電機及び原動機の状況			
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(5)			始動用の空気槽の圧力			
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況			
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(9)			自家用発電装置の取付けの状況			
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）			
(11)			接地線の接続の状況			
(12)			絶縁抵抗			
(13)		自家用発電装置等の性能	電源の切替えの状況			
(14)			始動の状況			
(15)			運転の状況			
(16)			排気の状況			
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況			
7 上記以外の点検項目等						

特記事項				
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)


- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、「様式設-2」定期点検報告書（建築設備（昇降機及び遊戯施設を除く。））第二面4欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 点検対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑥ 「点検結果」欄は、別表第3（ろ）欄に掲げる各事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第3（ろ）欄に掲げる事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「当該点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 2(2)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表（様式 設-9）を添付してください。
- ⑫ 7「上記以外の点検項目等」は、国土交通省告示第285号第2ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、⑦から⑩に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑬ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑭ 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式 設-5に従い添付してください。

* 別表第3とは、平成20年3月10日国土交通省告示第285号(最終改正 平成30年10月29日国土交通省告示第1214号)の別表第3をいう。

点検結果表
(給水設備及び排水設備)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		

番号	点検項目等	点検結果			担当点検者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1	飲料用の配管設備及び排水設備				
(1)	飲料用配管及び排水配管	配管の取付けの状況			
(2)		配管の腐食及び漏水の状況			
(3)	(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況			
(4)		継手類の取付けの状況			
(5)		保温措置の状況			
(6)		防火区画等の貫通措置の状況			
(7)		配管の支持金物			
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況			
(9)		止水弁の設置の状況			
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況			
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況			
2	飲料水の配管設備				
(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)	給水タンク等の設置の状況			
(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況			
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況			
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況			
(5)		給水ポンプの運転の状況			
(6)	給水ポンプ	給水タンク及びポンプ等の取付けの状況			
(7)		給水タンク等の内部の状況			
(8)	給湯設備(循環ポンプを含む。)	給湯設備(ガス湯沸器を除く。)の取付けの状況			
(9)		ガス湯沸器の取付けの状況			
(10)		給湯設備の腐食及び漏水の状況			
3	排水設備				
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ			
(2)		排水槽の通気の状況			
(3)		排水漏れの状況			
(4)		排水ポンプの設置状況			
(5)		排水ポンプの運転状況			
(6)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況			
(7)	排水再利用配管設備(中水道を含む。)	雑用水の用途			
(8)		雑用水給水栓の表示の状況			
(9)		配管の標識等			
(10)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況			
(11)		消毒装置			
(12)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況		
(13)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況		
(14)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況		
(15)		排水管	公共下水道等への接続の状況		
(16)			雨水排水立て管の接続の状況		
(17)			排水の状況		
(18)			掃除口の取付けの状況		
(19)			雨水系統との接続の状況		
(20)			間接排水の状況		
(21)		通気管	通気開口部の状況		
(22)			通気管の状況		
4	上記以外の点検項目等				
特記事項					
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月	

 :3年以内ごとに行う項目

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、「様式設-2」定期点検報告書（建築設備（昇降機及び遊戯施設を除く。））第二面4欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「点検結果」欄は、別表第4（ろ）欄に掲げる各事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第4（ろ）欄に掲げる事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「該当点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 4「上記以外の点検項目等」は、国土交通省告示第285号第2ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑫ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式 設-5 に従い添付してください。

* 別表第4とは、平成20年3月10日国土交通省告示第285号(最終改正 平成30年10月29日国土交通省告示第1214号)の別表第4をいう。

点検結果図



(注意)

- ① 配置図、各階平面図及び立面図を作成して、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置等を明記すること。

関係写真

点検結果	
<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他	
写真貼付	特記事項

点検結果	
<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他	
写真貼付	特記事項

- (注意)
- ① この書類は、点検の結果「要是正」とされた点検項目（既存不適格の場合を除く）について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合と特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ④ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

様式 設-6

法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表

測定年月日 階	室名	測定機器 メーカー名		型式番号等		判定
		必要換気量 (m3/h)	換気方式	換気設備機種名*注1	換気状況の評価*注2	
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正

注1) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。
 注2) 「換気状況の評価」欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。
 これに代わる方法として各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。

様式 設-7

換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表

測定年月日			測定機器 メーカー名			型式番号等		
室番 (場所)	使用器具	発熱量(kW)	換気型式(n)	必要換気量 (m ³ /h)	開口面積 (m ²)	測定風速*注 (m/s)	測定風量 (m ³ /h)	判定
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正

注) 「測定風速」欄には、原則的として測定した箇所の平均風速を記入する。

排煙風量測定記録表 (A 4) 給気式 (特殊な構造の排煙設備)

測定年月日	測定機器 メーカー名	型式番号等
1	給気送風機系統(機器番号等)	給気送風機銘板表示
		給気送風機の性能 (風量) m ³ /min

2	排 煙 口					判 定
	階	室 名	排煙口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) ^{*注2)}	測定風量 (m ³ /min)	

3	給 気 送 風 機				判 定
	吸込口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) ^{*注2)}	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	
					指摘なし・要是正

4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン 切り替え
	有 ・ 無	指摘なし・要是正

5	排煙系統図 (給気送風機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)

注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。

注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

排煙風量測定記録表 注1)

測定年月日	測定機器 メーカー名		型式番号等				
1	排煙機系統(機器番号等)		排煙機銘板表示	排煙機の規定風量 最大防煙区画面積 $m^2 \times 1 \text{ or } 2 =$ m^3/min			
2	排 煙 口				判 定		
	階	室 名	排煙口面積 (㎡)	測定風速 (m/s) 注2)		測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)
					指摘なし・要是正		
					指摘なし・要是正		
					指摘なし・要是正		
					指摘なし・要是正		
					指摘なし・要是正		
3	排 煙 機				判 定		
	排煙機 (番号等)	煙排出口面積 (㎡)	測定風速 (m/s)	測定風量 (m ³ /min)		規定風量 (m ³ /min)	
					指摘なし・要是正		
4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無		予備電源又は直結エンジン切り替え				
	有 ・ 無		指摘なし・要是正				
5	排煙口配置・系統図 (排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)						

- 注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。
 注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
 注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

排煙風量測定記録表 (A4) 加圧式 (加圧防排煙設備)

測定年月日	測定機器 メーカー名	型式番号等
1	給気送風機系統 (機器番号等)	給気送風機銘板表示
		給気送風機の性能 (風量)
		m ³ /min

遮煙開口部・空気逃し口								判 定
階	室 名	空気逃し口の方式*注1)	測定排出風速*注2 (m/s)	規定排出風速*注3 (m/s)	算定式*注3)	遮煙開口部の高さ (m)		
2		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正	
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正	
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正	
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正	

3	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン 切り替え
	有 ・ 無	指摘なし・要是正

4	排煙系統図 (給気送風機と空気逃し口の対応関係がわかる図を記入すること)

注1) 「空気逃し口の方式」欄には、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。
 注2) 「測定排出風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
 注3) 隣接室を区画する当該区画の仕様及び隣接室の仕様に応じて、規定排出風速Vの算定式を以下の①から③のいずれかを選択し、「算定式」欄に記入する。また、当該算定式により排出風速を算出し、「規定排出風速」欄に記入する。この場合において、Vは排出風速、Hは遮煙開口部の高さを表す。
 ①V=2.7√H ②V=3.3√H ③V=3.8√H
 注4) 自主点検等による風速測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

様式 設-9

非常用の照明装置の照度測定表

測定年月日	測定機器 メーカー名		型式番号等
光源の種類	最低照度の測定場所		最低照度 (lx)
	階	部屋・廊下等	
白熱灯			指摘なし・要是正
蛍光灯			指摘なし・要是正
その他 ()			指摘なし・要是正

(別紙)

階 別	測定場所	測定位置 ^{*注1}	光源の種類 ^{*注2}	照度 (lx)

注 1) 「測定位置」欄には、「出入口付近」、「右壁中央付近」のように明記する。
 注 2) 「光源の種類」欄には、白熱灯、蛍光灯、その他の別及び電池内蔵のものにあっては、(内) と付す。

(3) 自動ドア保守点検業務仕様書

- 1 設置場所 静岡市清水区船越三丁目12番74号
静岡市船越生涯学習交流館
- 2 対象物件 構造：アルミ製片引き
型番：SKT-612-DS
製造者：中日本オートドア
- 3 点検期間 総合定期点検を年2回実施する。
詳細に関しては甲乙協議の上、決定する。
- 4 点検内容 (1) 自動扉及び付属部品一式を、点検・調整により常に支障なく作動させること。
(2) 作動に異常が認められるときは、速やかに保守点検を実施すること。
- 5 報告書の提出 乙は保守点検完了後、点検結果報告書（2部）を速やかに甲に提出すること。

(4) 昇降機保守点検業務仕様書

1 業務場所 静岡市清水区船越三丁目 12 番 74 号
静岡市船越生涯学習交流館

2 対象物件 機械室なしロープ式エレベーター 1 基

3 対象物件概要

用途	停止階	積載	定格速度	制御方式	品名型式・製造者
乗用兼 車いす用	2 箇所 1～2階	750 kg 11 人乗	45m/min	可変電圧可変 周波数制御方式	Gen2 56N10063 日本オチス・エレベーター(株)
付加仕様	地震時管制運転装置、火災時管制運転装置、停電時救出運転装置、閉じ込め時リスタート運転、視覚障害者用装置、遠隔点検対応、高調波対応、館内放送対応スピーカー				

4 作業内容

- ・年 4 回、技術員を派遣し、昇降機機器全般を点検し、必要に応じ清掃、給油及び簡単な調整を行い、報告書を提出すること。
- ・故障が発生した場合は、速やかに技術員を派遣し、適切な処理を行うこと。
- ・乙は、製造者が作成する基準を基に、定期的に交換すべき部品等の修繕計画を、法令に定める竣工検査後 20 年間の修理予測を基に作成した後、甲に提出し適切に実施するものとする。
- ・建築基準法第 12 条第 4 項による点検及び報告書作成を含む。

5 作業項目

- ・年 4 回の点検については、国土交通省建築保全業務共通仕様書に記載されている、機械室なしエレベーター、周期 B（遠隔点検）のとおり行うこと。
- ・建築基準法第 12 条第 4 項の点検については、平成 20 年国土交通省告示第 283 号のとおり行うこと。

(5) 消防設備保守点検業務仕様書

1 対象となる消防設備

(1) 設置場所

静岡市清水区船越三丁目 12 番 74 号

静岡市船越生涯学習交流館

(2) 点検対象設備等の名称、規格

別紙消防設備一覧表のとおり。

2 業務内容

(1) 点検時期及び内容

期間中に 2 回実施するものとし、内容は機器点検（概ね 8 月）及び機器点検及び総合点検（概ね 2 月）とし、日程等は発注者と協議する。

(2) 点検方法

「消防用設備等の点検基準及び消防用設備点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和 50 年 10 月 16 日消防庁告示第 14 号）」及び「消防法施工規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検に期間、点検の結果についての様式（昭和 50 年 4 月 1 日消防庁告示第 3 号）」に定めるところにより適正に行う。

(3) 結果報告作成、提出等

受託者は、この点検業務の結果に基づき消防官署に報告する書式（消防用設備等点検結果報告書及び各種点検票）を作成し発注者に提出する。その後、発注者の指示により消防官署へ提出し、消防官署から受領した書式を発注者に提出をする。

また、消防設備等の機能に支障を及ぼす欠陥を発見したときは、当該設備の配置状況及び改修に必要な部材・方法を書面としてただちに委託者に通知する。

(4) 検査立会い

消防官署が実施する検査の際には受託者が立ち会うこととし、必要に応じ発注者への助言を行う。

消防設備一覽表

別紙

		船越	合計
消火器	粉末10型	4	4
屋内消火栓設備	加圧送水装置		
	操作盤		
	消火栓箱		
	表示灯		
	表示盤		
	呼水装置		
	起動スイッチ		
	消火栓起動装置		
	泡消化設備		
	配線		
非常電源	自家発電設備		
自動火災報知設備	受信機(P型1級)		
	受信機(P型2級)	1	1
	副受信機		
	差動式分布型		
	差動式スポット型	26	26
	定温式スポット型	5	5
	煙式スポット型	5	5
	発信機(P型1級)		
	発信機(P型2級)	2	2
	音響装置	2	2
	表示灯	2	2
	常用電源	1	1
	予備電源	1	1
	配線	1	1
ガス漏れ	検知器		
	配線		
非常警報設備	増幅器操作部	1	1
	スピーカー	16	16
	起動装置	1	1
	常用電源	1	1
	予備電源	1	1
	配線	1	1
避難器具	はしご		
	緩降機		
	救助袋		
誘導灯	大型		
	中型	8	8
	小型	2	2
	配線	1	1
防火設備	連動操作盤		
	煙式スポット型		
	防火扉		
	シャッター		
	ダンパー		
	配線		
		船越	合計

(6) 防火対象物点検業務仕様書

防火対象物の点検を実施し、消防法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告する。

用途 : 集会場、公会堂、事務所

1 検査対象施設

静岡市清水区船越三丁目12番74号

静岡市船越生涯学習交流館

※特例認定を受けていない間は、毎年、防火対象物点検を実施する。

ただし、特例認定を申請し、認定されればその後不要となる。

2 検査回数

年1回

(7) 電動シャッター保守点検業務仕様書

1 設置場所

静岡市清水区清水区船越三丁目12番74号

静岡市船越生涯学習交流館

2 対象物件

スーパーウォール W5,460 H2,700

3 点検期間

総合定期点検を年1回実施する。詳細に関しては甲乙協議の上、決定する。

4 点検内容

(1) 電動シャッターの外観、機能・作動点検を実施する。

(外観点検)

1. 点検口の状態、2. 降下位置障害、3. 操作障害、4. 警告表示・操作説明ラベル貼付

(機能・作動点検)

1. 開閉機、2. ブレーキ装置、3. 手動装置、4. スプロケット、5. ローラチェーン、6. シャフト、7. ブラケット、8. パネル・巻上げチェーン、9. 座板スイッチ、10. まぐさ、11. ガイドレール、12. 制御盤、13. 安全スイッチ、14. 押しボタンスイッチ、15. 閉鎖状況（リミット）、16. 開放状況（リミット）、17. その他必要なもの

(2) 作動に異常が認められるときは、交流館職員の指示に従い、速やかに保守点検を実施すること。

5 報告書の提出

乙は保守点検完了後、点検結果報告書（2部）を速やかに甲に提出すること。

(8) 定期清掃業務仕様書

1 業務場所

(1) 静岡市清水区船越三丁目 12 番 74 号

静岡市船越生涯学習交流館

2 業務内容

別紙清掃業務表のとおり

ただし、剥離作業については、2 回目の清浄ワックス作業の際に行うものとする。

3 作業等の報告義務

各回終了後に作業報告書を提出し、交流館職員の検査を受ける。

船越生涯学習交流館 清掃業務表

場 所	材 質	作業内容	回数	作業単位	
			回	m ²	
1 階	風除室	磁器質角タイル	洗淨	2	7.36
			掃き、拭き	2	
	エントランス・廊下	ビニル床タイル	洗淨	2	84.50
			掃き、拭き	2	
	男子トイレ	ビニル床シート	洗淨	2	17.78
			掃き、拭き	2	
	女子トイレ	ビニル床シート	洗淨	2	15.94
			掃き、拭き	2	
	多目的ホール	ビニル床シート	洗淨	2	149.98
			掃き、拭き	2	
	図書室	ビニル床タイル	洗淨	2	41.19
			掃き、拭き	2	
	事務室	ビニル床タイル	洗淨	2	49.10
			掃き、拭き	2	
	給湯室	ビニル床シート	洗淨	2	3.42
			掃き、拭き	2	
印刷室	ビニル床シート	洗淨	2	7.04	
		掃き、拭き	2		
更衣室	ビニル床シート	洗淨	2	5.61	
		掃き、拭き	2		
バリアフリートイレ	ビニル床シート	洗淨	2	6.63	
		掃き、拭き	2		
2 階	ホール・廊下	ビニル床タイル	洗淨	2	78.73
			掃き、拭き	2	
	男子トイレ	ビニル床シート	洗淨	2	12.76
			掃き、拭き	2	
	女子トイレ	ビニル床シート	洗淨	2	12.33
			掃き、拭き	2	
	会議室1（工作室）	ビニル床タイル	洗淨	2	38.64
			掃き、拭き	2	
	会議室2	ビニル床タイル	洗淨	2	41.68
			掃き、拭き	2	
	会議室3（和室）	ビニル床タイル	洗淨	2	46.68
			掃き、拭き	2	
	会議室4（音楽室）	ビニル床シート	洗淨	2	45.93
			掃き、拭き	2	
	調理室	ビニル床タイル	洗淨	2	64.16
			掃き、拭き	2	
給湯室	ビニル床シート	洗淨	2	3.68	
		掃き、拭き	2		
バリアフリートイレ	ビニル床シート	洗淨	2	4.37	
		掃き、拭き	2		

(9) 便所清掃業務仕様書

1 業務場所

(1) 静岡市清水区船越三丁目 12 番 74 号 静岡市船越生涯学習交流館

2 対象物の数量 別紙数量一覧表のとおり

3 実施回数

(1) 床面清掃	84 回 (毎月 7 回)
(2) 便器	84 回 (毎月 7 回)
(3) 汚物流し	84 回 (毎月 7 回)
(4) 手洗器・汚物入れ	24 回 (毎月 2 回)

4 日時 船越生涯学習交流館職員の指示によること。

5 内容

(1) 便所床清掃は以下のとおり実施する。

①床面清掃は、ホウキ・清掃機等によりごみを取り除き、ブラシ類で床を水洗いの上、水を拭き取ること。

②表面洗浄は、ホウキ・清掃機等によりごみを取り除き、専用洗剤等を使用し、ブラシ類で床を水洗いの上、水を拭き取ること。

(2) 便器・洗面器等の清掃は、専用洗剤を用いてブラシ・雑巾等で清掃すること。

(3) 壁・扉等は汚れに応じて雑巾等で清掃すること。

5 清掃用具

業務実施に伴う、ブラシ・モップ・バケツ等の用具、専用洗剤等は受託者が負担する。

6 作業等の報告義務

各月の業務終了後に完了報告書を提出し、交流館職員の検査を受けること。

静岡市船越生涯学習交流館 便所清掃業務 数量一覧表

No.	施設名		床材質	面積 (㎡)			個数 (個)					
				1階	2階	合計	大便器	小便器	手洗器	汚物入	汚物流	合計
(1)	船越生涯学習交流館	一般	ビニール	33.7	25.1	58.82	10	6	9	7	2	34
		多目的	ビニール	6.63	4.37	11.002						

(10) 樹木等管理業務仕様書

1 委託対象施設（施設名・住所）

船越生涯学習交流館 静岡県清水区船越三丁目12番74号

2 委託業務項目

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 樹木剪定刈り込み等、発生材運搬処分 | 適期 |
| (2) 薬剤散布 | 害虫発生にあわせ、適期実施 |
| (3) 施肥 | 年1回 適期 |

※ 薬剤使用について

散布する時には、人畜への被害の防止・周辺的生活環境の保全に配慮し、悪影響を及ぼさないよう適性に使用されるようお願いいたします。

3 業務内容

作業内容等	仕様	数量		摘要
サツキツツジ	H=300以上	38	本	
ハナミズキ	H=3.5m以上	2	本	
イヌマキ	H=1.5m以上	27	本	
・施肥	8 : 8 : 8	10	kg	年1回
・薬剤散布	デイクレックス又は同等品	100	リットル	適時実施

(11) 警備業務仕様書 I

1 警備対象物件

静岡市船越生涯学習交流館

静岡市清水区船越三丁目 12 番 74 号

2 業務内容

	防犯警備及び 緊急対処	火災異常通報業務 及び緊急対処	設備異常通報業務 及び緊急対処
船越生涯学習交流館	○	○	

機械等設備を設定し警備等を行うこと。(図面及び設置機器明細は指定管理者になった者のみに公表する。)

3 警備時間

(1) 防犯 職員等が建物内で業務を行っている時間を除き、警報機器をセットしてから解除するまでのあいだ。

(2) 火災 毎日 (24 時間終日)

4 その他

(1) 磁気カード ●枚

警備業務仕様書Ⅱ

- 1 乙は、甲の警備対象物件に警報機器を設置し、委託期間中、当該警報機器により感知される異常の有無を自動的に表示する機器設備をなし、更に当該機械設備の正常作動を確認し得るに必要な警報機器を設置するものとする。
- 2 この契約上の義務を遂行するため、乙は警備担当員及び従業員を雇用するに当たっては、責任感厚く誠実で健康な者をこれに充てるものとする。
- 3 委託期間中は、乙は、機器表示盤により、警備対象物件の異常の有無を間断なく監視し、警備の万全を図るものとする。
- 4 乙は、委託業務遂行中前条に記載する方法およびその他の方法により警備対象物件に異常事態が発生したことを知ったときは、直ちに適切な処置をとるとともに詳細を所定連絡先へ連絡しなければならない。
- 5 乙は、甲の警備対象物件に設置した警報機器の正常な作動を維持するため、適宜点検を行い、正常な作動を確認しなければならない。なお、警報機器の故障、断線等により作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講ずるものとする。
- 6 この契約に記載された目的のため、甲が乙に委託した甲の鍵は、乙において善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
 - 2 甲が乙に寄託した甲の鍵は、この契約の目的達成にのみ使用し、これを他の目的に使用し、他人に使用させ、貸与し、又は譲渡してはならない。
- 7 甲、乙はこの契約を履行するに当たっては、前各条に定めるもののほか次の各号に定めるところにより行う。
 - (1) 警備対象物件について増築、改築により警報機器に変更が行われる場合は、甲は、乙に遅滞なく通告すること。
 - (2) 甲は、電源を一時中断して施設の電気工事を行う場合で、その中断が執務時間外に及ぶおそれがあるときは、あらかじめ乙にその旨を連絡すること。
 - (3) 甲は、時間外勤務をする場合は、職場名、勤務する者の氏名、終了予定時間等を乙に連絡すること。
 - (4) 甲は休業日を変更しようとする場合は、乙にその旨を連絡すること。
 - (5) 乙は、休業日に警備対象物件に入場しようとするときは、あらかじめ所属長の承認を得ること。
 - (6) 甲の管轄責任下にあるセット器具（カード・鍵）の不適正管理及び第1号による警報機器の変更が乙への通告なく行われ、これが原因で生じた害については、乙は賠償の責めを負わないこと。

(12) 廃棄物収集運搬及び処分業務仕様書

- 1 業務内容
静岡市船越生涯学習交流館から排出される廃棄物の収集運搬及び処分業務
- 2 業務場所 静岡市清水区船越三丁目12番74号 静岡市船越生涯学習交流館
- 3 本業務は甲の指示により、年間2回（7月、12月）行うものとし、その都度乙の処理施設に搬入する。
- 4 本業務において収集運搬及び処分を行う廃棄物の品目は次のとおりとする。
 - (1) 廃プラスチック類
 - (2) 金属くず
 - (3) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 - (4) 蛍光灯
- 5 廃棄物の年間排出見込量は200kgとし、委託業務に使用する車両は、積載能力2 tの平ボディ車とする。
- 6 委託業務設備及び機材等は乙が用意する。
- 7 委託業務を実施するにあたり、付近の交通を妨げないように注意するとともに、施設利用者等の安全に十分配慮すること。
- 8 処分業務の見積価格については、1 k gあたりの税抜き単価とする。
- 9 本仕様書に定めのない事項または、本仕様書の詳細については、その都度甲の指示に基づき行うこととする。

(13) ピアノ調律仕様書

(1) 回数 年間1回調律点検を行う。

(2) 対象物

No.	施設名	ピアノ設備	台数
1	静岡市船越生涯学習交流館	アップライトピアノ	1
		計	1

(14) 複写機賃借業務仕様書

- 1 複写機設置台数 1 台
- 2 設置場所 静岡市清水区船越三丁目 12 番 74 号 静岡市船越生涯学習交流館
- 3 機種の基本仕様
 - (1) モノクロデジタル複合機であること。
 - (2) ハガキから A 3 サイズの用紙にコピー可能であること。
 - (3) 自動両面原稿送り機能を備えること。
 - (4) 自動原稿送り装置の使用時を含め、自動両面コピー・プリント機能を備えること
 - (5) ソート機能を有すること。
 - (6) 手差し給紙トレイ付きであること。
 - (7) 縮小・拡大は 25%～400%の機能を備えること。
 - (8) リリユース品も可とする。
 - (9) (1)～(8)の仕様以上の機能が付加されていても構わないものとする。
- 4 賃借料 複写機の賃借料は、複写枚数 1 枚当たりの単価契約とする。
なお、賃借料には下記の金額を含むものとする。
 - (1) 複写機本体（オプション装置を含む）の賃借料
 - (2) 定期保守料
 - (3) 故障時の修繕料（部品代含む）
 - (4) 消耗品（トナー等）の供給（用紙代は除く）
 - (5) 複写機器の搬入・搬出費用
 - (6) 仕様を満たすために必要なプリンタドライバ、ソフトウェア、ライセンス
- 5 コピー枚数の検針の検針 コピー枚数の検針は、毎月、月末に各設置場所に出向き検針し各所属長の検印を受けること。ただし、自動検針通報システムの場合は検印を受ける必要はない。
- 6 賃借料の請求 賃借料の請求は、各設置場所の検針が終了後、施設ごとに数量を集約し、翌月 10 日以内に提出するものとする。
- 7 複写機の保守
 - (1) 毎月 1 回、整備点検を実施すること。
 - (2) 複写機が故障した場合は、直ちに技術員を派遣して、正常な状態に回復させること。
 - (3) 複写機が修理不能になった場合は、速やかに本体を取り替えること。

8 保険

賃貸借期間中は、複写機に対して、動産総合保険契約を締結すること。

(15) 清掃用具賃借業務仕様書

1 対象物品名・数量

品名	※規格 (c m)	数量 (本・枚)
床用モップ (大)	110×32	2
床用モップ (小)	56×34	4
出入口マット (大)	92×145	1
出入口マット (中)	80×120	0
出入口マット (小)	75×90	1
合計		8

※規格(サイズ)の許容幅は次のとおり

床用モップの短辺は、-20%まで

床用モップの長辺、出入口マットの長辺及び短辺は±10%以内

2 納品場所

生涯学習交流館名	所在地	床用モップ		出入口マット		
		(大)	(小)	(大)	(中)	(小)
船越生涯学習交流館	清水区船越三丁目12番74号	2	4	1		1
	合計	2	4	1	0	1

3 納品条件

事前に各生涯学習交流館と納品日程を調整のうえ、毎月1回 全数を清掃したものとものと交換する。